

平成28年第1回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成28年3月8日 午前10時02分開会

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	小野瀬 篤 郎
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	仲 田 不 二 雄
企 画 財 政 課 長	鯉 淵 弘 之
税 務 課 長	阿久津 忠 昭
町 民 課 長	金 長 典 子
保 険 課 長	大曾根 直 美
健 康 福 祉 課 長	山 口 利 春
産 業 振 興 課 長	皆 川 尊 志
都 市 建 設 課 長	桧 山 正 春
下 水 道 課 長	山 崎 秀 樹
会計管理者（会計課長）	大 貫 忠 男
水 道 課 長	河原井 明
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

教育委員会事務局 長

五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	鯉 淵 佳 代 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成28年3月8日（火曜日）

午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 城里町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 城里町行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

- の制定について
- 日程第15 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 城里町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 城里町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 城里町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 下水道計画区域外流入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第24 議案第23号 第2次城里町総合計画基本構想の策定について
- 日程第25 議案第24号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第26 議案第25号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第26号 平成27年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第27号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第28号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第29号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第30号 平成27年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算について
- 日程第33 議案第32号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第33号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第34号 平成28年度城里町介護保険特別会計予算について

- 日程第36 議案第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
日程第37 議案第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第38 議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算について
日程第39 議案第38号 工事変更請負契約の締結について
日程第40 議案第39号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号
- 議案第16号
- 議案第17号
- 議案第18号
- 議案第19号
- 議案第20号
- 議案第21号
- 議案第22号
- 議案第22号
- 議案第23号
- 議案第24号
- 議案第25号
- 議案第26号
- 議案第27号

議案第28号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
議案第32号
議案第33号
議案第34号
議案第35号
議案第36号
議案第37号
議案第38号
議案第39号

午前10時02分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立を願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小松崎三夫君） ご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

表彰状の伝達

○議長（小松崎三夫君） 開会に先立ちまして、表彰状の伝達をもらいます。このたび、全国町村議会議長会から多年にわたる地方自治法発展に寄与された功績により、12番、杉山 清君、11番、南條 治君、また同じく、茨城県町村議会議長会から不肖私、小松崎三夫、10番、小林祥宏君、9番、桐原健一君、8番、阿久津則男君、7番、関 誠一郎君、それぞれ表彰状が贈られております。

伝達は、杉山 清君、南條 治君、私、小松崎三夫、小林祥宏君、桐原健一君、阿久津則男君、関 誠一郎君順に行います。

それでは、杉山 清君から壇上にご登壇願います。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松崎三夫君） ここで、私、小松崎の伝達でございまして、副議長と交代をいたします。

よろしく申し上げます。

○副議長（菌部 一君） それでは、議長にかわりまして、副議長菌部 一が暫時の間、議長の職務を努めさせていただきます。

小松崎議長、登壇願います。

〔表彰状伝達〕

○副議長（菌部 一君） 以上で、かわらせていただきました。

大変ご協力ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） それでは引き続きまして、茨城県町村議会議長会表彰を続けさせていただきます。

議員在職12年以上、10番、小林祥宏議員、登壇願います。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、9番、桐原健一議員、ご登壇願います。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松崎三夫君） 8番、阿久津則男議員、ご登壇願います。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松崎三夫君） 7番 関 誠一郎議員、ご登壇願います。

〔表彰状伝達〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） それでは、平成28年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、条例制定、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算案などをご審議いただく会議であります。

議員各位においては、慎重なるご審議をよろしくお願いするものであります。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数について、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり、議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

平成27年12月、平成28年1月、2月における各会議等への出席状況はお手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、城里町会議規則第123条の規定により

8番 阿久津 則 男 君

9番 桐 原 健 一 君

10番 小 林 祥 宏 君

の以上3君をご指名を申し上げます。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、小坪議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長小坪 孝君。

〔議会運営委員長小坪 孝君登壇〕

○議会運営委員長（小坪 孝君） 去る3月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます議案38件、人事案件2件、報告25件、合わせて65件の審議件数並びに一般質問を検討しました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から3月17日までの10日間とすることに決定しました。

次に、一般質問の日程ですが、8日目に行うことといたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここに提案申し上げます。

議長において、お諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま小坪議会運営委員長より今期定例会の会期は本日から3月17日までの10日間とされるようご提案がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月17日までの10日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付をいたしました名簿のとおりであります。

傍聴人5名を許可いたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成28年第1回議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日第1回議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいまは、全国町村議会議長会より議員として15年以上の在職功労のあった者として、表彰お受けになりました杉山議員、南條議員、また、町村議会議長会より議長在職5年以上として地方自治の振興に寄与された功績に対し、小松崎議長が受賞されました。

また、同じく町村議会議長会より優良町村議会議員としまして、議員在職20年以上の部におきまして、小松崎議長が、議員在職12年以上の部におきまして、小林議員、桐原議員、

関議員、阿久津議員の皆様が受賞されました。まことにありがとうございます。心からお祝いを申し上げ、どうか今後も町政発展にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会は、条例の制定や改正、第2次城里町総合計画基本構想の策定、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算などにつきましてご提案を申し上げます。

慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

平成28年度施政方針

○議長（小松崎三夫君） これより平成28年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成28年度施政方針。

本日ここに、平成28年城里町議会第1回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきありがとうございます。

本定例会は平成28年度の当初予算を初め重要議案の審議をお願いするに当たり、私の町政に対する所信の一端を申し上げ、議員各位を初め町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成26年9月、町民から寄せられた公平的確な町政運営の実現に向けて、住民の声を反映したまちづくりを掲げ、私が第3代城里町長に就任してからはや1年が過ぎました。前年度には合併10周年の節目を迎えたことから町の根幹となる総合計画を含め、さまざまな計画を策定してきたところです。

今回、策定した新しい総合計画では基本構想で第1次基本計画のビジョンである「人と自然が響きあい、ともに輝く住みよいまち」を提唱し、平成28年度の目標人口を1万8,500人としました。

この目標人口を達成するために城里町人口ビジョンと城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成いたしました。

人口ビジョンによりますと、15歳から29歳の若年層の人口流出が顕著で、全体としても転出超過が続いており、町住人口調査の結果では、平成17年1月1日当時の人口2万3,148人から本年1月1日現在の人口で、1万9,863人と3,285人、3,000人強が減少をしております。

こうしたことから、新年度におきましては人口減少・少子化対策に特に取り組んでまいります。

そのための施策の柱として、次の4点に力を入れて取り組みます。

第1に働く場所をつくります。そのために企業誘致を進めます。その成果の第一弾として、茨城県埋蔵文化センターの北方小学校跡地への移転が決定しております。

第2に住みよい環境をつくります。そのために町民が憩い集うことのできる公園の整備や各種の子育て支援、高齢者の健康支援の充実なども進めます。

第3に、城里町に住んでいただく場所を用意します。そのために子育て世帯のため、住宅に関する各種施策の充実を行い、移住・定住の強化、促進に取り組みます。

第4に、城里町に住み続けたいと思う心を育てます。そのために歴史、文化、自然のすばらしさを伝えていく取り組みを進めます。

以上、平成28年のスタートに当たり、私の町政運営に当たっての思いを申し上げましたが、これらに基づき、町政運営の柱となる主な施策について総合計画の大綱に沿って概要を申し上げます。

第1は、安心・安全な生活基盤のある町の実現であります。

（道路交通体系の整備）

道路の整備については、住民生活の利便性向上と通行の安全確保を図るため、積極的に取り組んでまいります。

特に、国道123号バイパスにつきましては、一部開通しましたが、早期に全線開通できるよう努めるとともに、各県道や幹線町道等主要路線については、本町の一体性を意識しつつ、県と連携しながら、整備、推進を図ってまいります。

また、身近な生活道路についても、舗装や排水設備の施設の整備など、安全で人に優しい道路環境の整備に取り組むとともに、通学路の危険箇所を改善し、児童生徒の安全を図ってまいります。

さらに、老朽化した橋梁の長寿命化対策や防災・減災に向けた橋梁の耐震補強など、継続して道路交通ネットワークの安全性・信頼性の確保に努めてまいります。

次に、交通対策については交通手段を持たない町民の日常生活を支える路線バスやデマンド交通「ふれあいタクシー」の利便性を確保するため、公共交通関係事業所と連携し、路線の維持を図るとともに、町内の公共交通ネットワークの整備を一体的に進めるため、地域公共交通網形成計画を策定してまいります。

今後も、これら公共交通機関の利用状況を注視しつつ、町民ニーズに対応できる公共交通サービスの確保に努めるとともに、利便性の向上、利用促進に向けた施策の実施に努めてまいります。

（上・下水道の整備）

水道事業については、安全で安心な水の安定供給を図るため、引き続き老朽化した水道施設等の更新事業を実施してまいります。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、緊急時に対応するための連絡管の整備を進めるとともに、昨今の多様な事故や災害に対処するため危機対応の強化を図ってまいります。

水道事業業務については、良質なサービスの提供のため、引き続き一部を民間に委託して「上下水道お客様センター」を運営するとともに、さらに健全で効率的な事業運営化を図りながら、新公営企業会計制度のもと、経営の健全化、安定化に取り組んでまいります。

次に、公共下水道の整備については、下水道は生活雑排水や汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共事業水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。

このため、公共下水道事業につきましては、平成3年から那珂久慈流域関連公共下水道事業として整備を進めており、平成27年度末までに333ヘクタールが供用を開始されております。

本年度につきましても、引き続き計画区域面積356.5ヘクタールの整備を進めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、平成6年度から整備を進めており、平成27年末に254ヘクタールの供用が開始されました。本年度も御前山並びに高根地区を含めた計画区域293ヘクタールの整備を進めてまいります。

公共下水道については、事業計画区域の未整備地区解消と水洗化促進の強化、接続率向上に努めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めてまいりました農業集落排水事業につきましては施設管理の向上に努めるため、効率的な稼働と維持管理費の節減に努めてまいります。

なお、合併浄化槽設置事業については、平成20年度より茨城県森林湖沼環境税の活用による高度処理型浄化槽設置及び単独処理浄化槽の撤去補助事業とあわせ、本年度も設置促進に努めてまいります。

（公園・緑地の整備と緑化の推進）

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やパケットパークの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域や生活環境の形成に努めてまいります。

特に、本町の中心地域に十分な広さを備える公園整備を進めるべく、現在、候補地の選定を行っております。

（情報通信網の整備・充実）

情報通信分野につきましては、町内全域で光ファイバーによる広域高速情報通信の利用が可能となっており、住民生活や経済産業活動に必要不可欠なものとなっています。

今後はこれら情報基盤を有効に活用するため、産業、教育、防災、行政等さまざまな分野において活用を進め、情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティーづくり、未来の人材育成などを積極的に支援してまいります。

緑に包まれた美しい自然環境、自然資源を積極的に保全するとともに、里山に抱かれた集落景観など緑の形成を推進してまいります。

本町は、水戸市、ひたちなか市のベッドタウンとして、最適な位置に立地していることから、良好な居住環境の形成誘導を図ってまいります。

若い世代、子育て世代のファミリー層が快適に生活できるような住環境整備として、桂・七会地区の町営住宅に子育て世帯が町外から入居したい場合に補助金を交付し、入居促進を図ってまいります。

また、政策空き家の整理など環境の改善に努めてまいります。

(消防・救急体制の強化と防災の推進)

救急体制については、救急初動体制の向上を図るべく、水戸市消防本部に常備消防業務を事務委託しております。年々増加する緊急出動や高度化する救急要請についてもドクターヘリの運航などにより、迅速な対応と高度な救命処置による救命率向上を目指しながら、町民の安全・安心を確保してまいります。

消防については、水戸市消防本部北消防署城里出張所として連携を図りながら、消防団の消防自動車の更新や防火貯水槽、機械器具置場の新設、修繕整備を計画的に進めてまいります。

また、消防団の強化を図るための規律教養訓練、森林火災防御訓練等を実施し、消防団の士気向上と相互融和に努める一方、消防団員の減少による消防団機能低下については一般団員入会資格の緩和及び女性消防団員の確保により対策を講じてまいります。

防災対策については、安全・安心なまちづくりを目指して、災害対策の強化を図ってまいります。

引き続き、県内外の自治体や民間施設と積極的に防災協定を締結するとともに、実効性のある支援協定に向けて、災害時対応を想定した訓練の実施等も含め、検討を進めてまいります。

原子力災害への対応に当たっては、東海第二原発から半径30キロ圏内の原子力災害対策重点区域となっていることから、県策定の避難計画の内容に合わせた広域的な避難行動計画を策定してまいります。

また、自主防災組織においても「自助・共助・公助」の理念のもと、地域の組織や主体的に実施する啓蒙、普及啓発活動や防災訓練を支援し、関連機関と一体となって研修会や訓練に参加し、地域防災力の向上に努めてまいります。

なお、震災によって被災した大規模半壊以下の住宅については、補修資金を金融機関から借り入れた場合に、利子の一部を補給する制度を継続していきながら、復旧・復興の支援を継続してまいります。

(防犯・交通安全対策の推進)

交通事故や防犯対策については、事件、事故の未然防止に向けて、交通安全協会や防犯連絡員、警察等関係機関と連携し、キャンペーンや交通安全教室や夜間パトロールなど啓蒙活動や立哨活動を展開してまいります。

さらに、交通事故ノストップのため、交通安全対策施設の整備を初め高齢者への安全指導の強化や運転免許自主返納の推進、防犯対策として前年度LED化した防犯灯の適切な維持管理を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

第2は、健やかに暮らせるまちの実現であります。

（地域福祉の充実）

急速な少子・高齢化の到来、個人生活の意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます多様化が進み、福祉施策のさらなる充実が求められております。

地域における高齢者、障害者を初め、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身が互いに支え合う「地域福祉」の推進が重要視されており、特に支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細やかな支援を実現していくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を支援するために、町民みずからが福祉に関心を持ち、理解を深めるよう、働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティアの育成などを行い、町民同士の交流による連帯の輪を広げてまいります。

また、在宅サービスセンター運営事業に高齢者や障害者などが暮らす世帯に対し、訪問サービスにより家事援助等を展開し、地域の町民が安心して生活ができる体制の構築を図ってまいります。

（子育て支援の充実）

急速な少子化の事態に直面し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次世代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を整備し、少子化に歯どめをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、国は日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題解決するため、「子ども・子育て支援法」を制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。本町では、「城里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援を実施してまいります。

母子保健事業については、引き続き妊産婦の乳幼児に対する一貫した事業を展開し、母親同士の交流や仲間づくりなど、子育てを総合的に支援する体制づくりを推進してまいります。保育事業については、子供を安心して育てることができるような体制整備を目的とし、民間保育所において、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業、延長保育事業及び幼児保育事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、多子世帯の経済的負担の軽減策として、保育所認定こども園、幼稚園5歳児の保育料無料化、次世代育成支援事業を実施してまいります。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放

課後児童健全育成事業を引き続き実施してまいります。

さらに、育児不安や児童虐待、いじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童問題に対応するため、民生委員、児童委員、教育委員会、学校並びに要保護児童対策地域協議会と関係機関と連携を密にし、問題の解決に努めてまいります。

また、高等学校に公共交通を利用して通学する生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部について、城里町高等学校通学費助成金を交付してまいります。

さらに、町立の小・中学校の児童・生徒の給食費についても負担軽減を図ってまいります。

（高齢者福祉の充実）

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、介護サービス基盤の充実や質の向上を図るとともに、介護保険サービスと在宅福祉サービスを利用して、高齢者一人一人がみずからの意思により、自立した生活を営めるよう、心身の健康状態にきめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、シルバー人材センター事業、高齢者クラブ事業、介護予防事業、生涯学習活動等々の支援に努めてまいります。

（障害者福祉の充実）

障害者がある人が障害のない人と同じように生活をし、相互に人格と個性を尊重しながら地域の一員として共生するまちづくりが重要であります。

国の基本方針に則し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制に関し、障害者福祉計画（第4期計画）に沿って、障害者施策の再構築や各種サービスを進めながら、障害者相談支援の充実に努め、障害者が住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

また、本年度も新たな障害者支援施策の誘致に向け、検討を図ってまいります。

（保健・医療の充実）

保健事業については、集団健康診査やがん検診体制の充実を図るとともに、町民一人一人の健康に関する意識を高めながら、生活習慣の改善などみずからが取り組む健康づくりを支援してまいります。

具体的には子宮頸がん、乳がんの検診無料クーポン事業を引き続き実施してまいります。

生活習慣予防対策については、特定健診の受診勧奨に努め、特定保健指導対象者を的確に把握し、保健師、管理栄養士等が早期に介入することにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍を計画的に減らすことを目指してまいります。

さらに、特定保健指導対象者以外に対しても積極的に生活習慣病発症及び重症化予防に努めてまいります。

また、医療については、安心して受診できる医療施設の充実と近隣二次救急医療機関、地域医療支援病院との連携を促進してまいります。

（社会保障制度の充実）

国民健康保険制度については、国保運営の都道府県単位化を含め、社会保障制度改革による大きな転換点を迎えているところです。保険税の適正な賦課や収納率の向上、特定健康診査の推進などレセプトデータを活用した医療費の適正化に取り組むとともに、制度改正の動向や財政見通しを踏まえ、運営の安定化に向け、努力してまいります。

後期高齢者医療制度については、今後とも高齢者が安心して医療を受けられるよう茨城県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、対応を図ってまいります。

国民年金については、制度の周知を図るとともに、年金事務所と連携し、相談業務の充実と受給権の適正な取得に努めます。

医療福祉事業については、県事業に加え、町単独事業である特例小児・児童医療福祉費支給制度による助成を継続して行い、子育て支援の充実に努めてまいります。

介護保険については、制度の周知を図るとともに、高齢者が個人の尊厳を保ちながら、生きがいを持ち、必要な支援を受けられる、地域で暮らせる地域づくりを進めてまいります。

第3は、「活力とにぎわいのあるまちの実現」であります。

（農林業の振興）

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大や農業所得の減少及びTPPの今後の影響など非常に厳しい状況です。

このような中で、人・農地プランの作成を初め、新規就農者の確保に向けた青年就農給付金事業や経営所得安定対策など、さらに6次産業化の推進等に積極的な取り組みが求められております。

本町においては、青年就農交付金を活用した新規就農者の確保を図りながら、耕作放棄地の再生利用など農地集積による大型農業の導入や経営所得安定対策を積極的に推進し、安定した水田農業の確立を目指すため人・農地プランの定期的な見直しに取り組んでまいります。

さらに、担い手への農地利用の集積・集約化を促進させるため、農業委員会や県に設置された農地中間管理機構と連携しながら、農地の有効活用及び農業経営の効率化を図ってまいります。

また、本町の農産物や加工品等のブランド化を進めるとともに、内外にその情報を積極的に発信し、地域の活力を高めてまいります。

特に、本年度はふるさと納税制度の更なる充実を図り、本町の地場産品、特産費等とタイアップさせ、地域の活性化を図る取り組みを考えてまいります。

次に、生産条件の不利な地域への中山間地域等直接支払制度を引き続き継続し、また、

農村環境保全を目的として行われている多面的機能支払交付金事業も農地維持支払、資源向上支払事業を継続することに地域と一体となって、美しい農村環境の保持を図ってまいります。

さらに、物産センター等の直売施設についても、生産者とともに県内外の利用者との交流事業を推進し、地場産品、特産品等の販路拡大を図ってまいります。

那珂川沿岸農業水利事業については、引き続き早期の完成を図るべく、国・県等の機関に働きかけてまいります。

震災やそれに伴う原発事故の影響については、いまだ原発事故の収束に至っていないことから、今後も農産物等の安心・安全の確保のため、簡易測定機による放射能の測定を実施してまいります。

次に、畜産における生産環境は、畜産物の輸入自由化、生産者の高齢化と大変厳しいものとなっておりますが、関係機関と協力し、衛生な生産環境の維持、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として各種防疫対策事業を実施し、畜産経営の安定化を図ってまいります。

また、黒毛和牛の生産振興については、価格も上昇に転じており、規模の拡大が図れるよう質のすぐれた素牛の導入を目的とし、繁殖牛導入基金を拡充して、関係機関と一体となって推進してまいります。

次に、イノシシなど有害鳥獣による農産物被害については、原発事故の影響でイノシシ肉から基準値を超える濃度の放射性物質が検出されていることや狩猟者の減少等により駆除が進まず、年々増加しております。

これらの対策として、狩猟免許保持者の増員を図るため、新規狩猟免許や猟銃を取得するための助成や他の獣類等の狩猟期間中に町民へ箱わなの貸し出しを行うなど、有害鳥獣による被害防止に積極的に対応してまいります。

次に、林業の振興については、木材価格の低迷や林業採算性の悪化などから、間伐などの適切な管理が行われず、荒廃した山林が増えており、森林の持つ水源涵養や山地災害防止、地球温暖化の防止などの公益的機能の低下が危惧されております。

このため、茨城県森林湖沼環境税を利用して、森林所有者の負担をかけることなく、間伐や森林整備を実施することにより、森林の持つ公益的機能の回復と向上に取り組み、緑化運動の普及啓発を図るとともに、森林組合等と連携しながら林業振興に努めてまいります。

（商工業の振興）

商工業を取り巻く環境は消費者動向の変化、経営者の高齢化と後継者不足、さらに消費税の増税など、なお一層、厳しさを増しております。そのため、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的な役割を担う商工会と協力しながら、イベントの開催や観光事業の活用と連携を図ります。

また、プレミアム商品券発行や住宅リフォーム事業を実施するなど、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業の資金需要に的確に対応していくため、中小企業事業資金融資制度等を積極的に活用していただくとともに、保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

次に、工業振興については、企業等が事業を拡大するには厳しい経済状況ではありますが、地域に貢献できる企業や団体に誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、本町の活性化を図るため、積極的に優良企業の誘致に努めてまいります。

（観光レクリエーションの振興）

豊かな自然を生かしたレクリエーション施設「ふれあいの里」は本町の観光の核として、重要な位置づけとなっております。利用客は増加傾向にあることから引き続き指定管理者による円滑な運営ができるよう、各施設の特色を生かした各種イベント、体験教室等を実施してまいります。

また、老朽化したキャビンの修繕や増設を進めながら、リピーター等の確保を図るとともに、健康増進施設「ホロルの湯」と提携を通じ、さらなる集客力アップにつなげてまいります。

さらに、茨城県観光物産協会やいばらき県央地域観光協議会と連携して、広域的な観光PR等の活動の実施を強化し、体験・滞在・勧誘型の観光のまちづくりを目指してまいります。

近年の健康志向等により、本町最高峰の鶏足山や関東の嵐山と称される御前山の登山が増えていることから、このような地域資源を活用して、イベントを開催するなど誘客の促進を図ってまいります。

健康増進施設「ホロルの湯」については、指定管理者による適切な管理運営により多様化する業者のニーズに答え、グラウンドゴルフコース等の整備をしながら、おもてなしの心でお迎えし、やすらぎや楽しさを感じていただけるよう、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営の支援を行ってまいります。

さらに、町内居住者に対する割引券の発行等を実施し、町民の健康増進やいこいの場として利用促進を図るとともに、ホームページや情報誌等によりPRに努め、積極的に町内外の誘客を図ってまいります。

次に、観光協会において、開催する各種イベントの後援や協賛をしていくとともに、町内外のイベントに参加して、城里ブランドマスコットキャラクター「ホロル」や城里PR部長を活用し、本町の観光PRを行うとともに、会員・町・商工会・JAと連携を強化し、観光資源の開発及び郷土土産の紹介と誘客を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

環境保全技術や情報化産業など新しい分野の産業をにらみながら、既存の地域資源や産業全町に敷設された光ファイバー網などを生かし、本町の豊かな自然環境や居住環境に適合した優良企業や団体等の誘致を図ります。

また、観光産業や地域の特産品を生かした新たな産業展開や若者の交流の場、高齢者の生きがいつくり、生きがい対策等連携した仕事づくりなど地域密着型の産業振興に取り組んでいきます。

消費者生活相談は年々増加しており、複雑多岐にわたっていることから、引き続き消費者相談員を配置し、相談窓口の充実を図るとともに、消費者トラブルを未然に防止するため、啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

町外からの移住の促進を図るために、生活の基盤となる住宅や雇用の場の充実を図るとともに、移住支援制度の創出、本町の魅力についての情報発信などさまざまな取り組みを行います。

また、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、地域おこし協力隊員を採用し、活動のPRに努め、地域の活性化を図るとともに移住交流の促進に努めてまいります。

第4は、「人と文化を育む人間性豊かなまちの実現」であります。

(幼児教育・学校教育の充実)

幼児教育については、生きる力や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担う時期にあることから、遊びを通して、人や自然にかかわり、自立と協働の基礎を培う幼児教育を推進してまいります。新たに策定した城里町の教育に関する大綱及び本町の教育全般についてのビジョンである城里町教育振興基本計画を基本に本町教育のさらなる振興を図ってまいります。

また、本年度は小学校、中学校の義務教育の9年間に活用できる教材、城里マナブツの作成に取り組み、郷土を愛し、郷土に誇りを持つ、児童・生徒の育成に努めてまいります。

学校教育については、各学校において主体性を発揮し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、望ましい集団活動を通じた個性の磨き合いから個性を生かす教育の充実、学校・家庭・地域社会の連携協力から魅力ある開かれた学校をつくり、一人一人が輝く活力ある学校づくりを目指してまいります。

また、老朽化に伴う桂中学校屋内運動場の建設着手により安全な教育環境の整備を図ってまいります。

学校給食については地元産の食材の利用に努めるとともに子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育を推進してまいります。

(生涯学習・生涯スポーツの推進)

町民一人一人が心豊かに健康で生き生きと人生を過ごすため、生涯にわたって主体的に

学習を継続することが求められております。

本町においては生涯学習の充実を図るため学校、家庭、地域、社会教育団体及び民間団体等の幅広い連携のもと、生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映される仕組みづくりに努めてまいります。

そのためにも、本年度は各種講座の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実等に努めるとともに各地域住民の交流を促進してまいります。

また、学習機会や各種講演会など必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実を努めてまいります。

さらに、地域における自主的な活動の推進を図るため、各地区の集会施設、生涯学習施設及び各種運動施設の維持管理に努めてまいります。

コミュニティセンター城里については、図書室と活動図書館が連携を図るためのシステムを整備し、図書、資料を相互に利用できるよう努めてまいります。

桂図書館については、各小学校及び社会教育施設等との連携を図りながら、図書各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能充実に努めてまいります。郷土資料については、郷土の歴史、民俗資料が収集してあるため、これらの整理に努めるとともに、将来、展示ができるよう努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学6年生を対象に船上研修より北海道の雄大な自然の中で体験活動等団体行動を経験することにより心身ともに調和ある人間形成を図るため実施してまいります。

また、子供たちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校や公民館の活用、地域住民等との交流活動等を行い、放課後の子供の安全確保に努めてまいります。

（芸術・文化の振興）

町民の一体性を確保し、町民一人一人が町に誇りと愛情を持てるようにするには各地域で行われている芸術・文化活動や文化財を理解し、これらを伝承していくとともに、文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、学校、家庭、地域の連携と交流を深め、自然・歴史・伝統・文化に触れるとともに、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については各施設において、事業の展開を図るとともに、町民の自主的創造的な芸術文化活動の支援を図り、各種の行事、展示を通し、町民が広く芸術文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等については町内には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品等の有形・無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、文化財の保護、活用を図るとともに、情報パンフレットやインターネットなど各種媒体による情報を発信するとともに、適切な保存と

継承に努めてまいります。

さらに新たな文化財の指定も積極的に行ってまいります。

このような施策について、見解を図るとともに、教育委員会外部評価委員会を通じて、事務作業の透明性、客観性を確保しつつ、教育行政のより一層の充実に努めてまいります。

第5は、「環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現」であります。

豊かな自然環境や美しい景観等の地域資源の保全に配慮し、自然と社会経済活動が調和したまちづくりを目指してまいります。

環境問題については、ごみ収集量の推移や傾向を検証し、再利用、再資源化とあわせて、ごみ軽量化推進事業を図ってまいります。本年度は本町の未来の環境を守るため、循環型社会を構築することを目標とした一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度に当たることから計画の進捗状況を把握し、ごみの適正な分別収集やリサイクル化に努めてまいります。

さらに、環境センター、衛生センターの老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行い、より効率的な運営と維持管理に努めてまいります。特に、環境センターについては建設から30年が経過し、老朽化が進んでいるため、改良による長寿命化または新築の選択について検討を行い方向性を示してまいります。

また、産業廃棄物の処理については事業者みずからの責任で適切に処理することが原則となっておりますが、産業廃棄物が大量に生み出されているのが現状で、各自治体とも不法投棄や野焼き対策に苦慮しているのが実情であります。これらに対しては県委嘱の不法投棄監視員による監視強化とあわせ、警察関係機関と連携して、不適切処理行為の防止に取り組んでまいります。

本町の地域資源であるかけがえのない自然環境を次世代に継承するため、地球温暖化対策や自然エネルギーの活用に取り組めます。

また、防犯灯にLED照明を導入するなど省エネルギー化へ取り組むことで、二酸化炭素排出量削減等による環境負荷の少ないまちづくりの普及推進に取り組んでまいります。

第6は「思いやりのある自治のまちづくりの実現」であります。

(住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で、複雑化、多様化をする行政課題を解決し、活力のある地域づくりを進めるには町民と行政がともに考え、ともに行動する協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、各種施策への住民参画を促進し、薄れがちである地域コミュニティの醸成や自主組織の振興を図っております。

また、広報紙やホームページを通して、行政情報を積極的に発信するとともに、町政懇談会を継続して開催するなど広聴事業の充実に努め、町民の声を反映させてまいります。

(多様な交流の推進)

交通手段や通信手段の発達に伴い、さまざまな交流活動が活発に行われています。多様

な交流を推進するには郷土を再認識させ、地域の文化、教育、産業などの振興につながることから地域内交流や他地域、世代間交流を積極的に推進してまいります。

また、前年度の災害時相互支援協定の締結を機に姉妹都市協定の締結に向けて、江戸川区とさらなる交流推進に取り組めます。

（人権尊重と男女共同参画の推進）

家庭、職場、地域等において、女性、子供、高齢者、障害者、外国人等に対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。関係機関と連携し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともにあらゆる機会を捉え、啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、男女平等の実現に向けた取り組みについては、「第2次城里町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画推進協議会を初め、各関係団体と連携を図りながら、引き続き推進してまいります。

（行財政運営の合理化・効率化）

行財政運営については、第2次城里町総合計画を着実に実行していくためにも城里町行財政改革大綱を策定し、これまで取り組んできた行財政改革をさらに推進してまいります。地方分権による権限移譲事務の増加等により職員の定員管理などに難しい面がありますが、今後とも適正な定員管理や人事管理を含め、人事評価制度により、職員の資質の向上を図ってまいります。

財政運営については、しっかりとした財政基盤を築き、住民サービスや向上に対処するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律や地方行政改革指針に示された新公会計制度改革等にのっとり、さらなる財政の健全化に向けて取り組むとともに現行制度に聖域を設けず抜本的な見直しを進めてまいります。

また、将来の負担が極力軽減されるような過疎債や合併特例債の交付税措置のある有利な起債の活用や各種基金からの繰入金を効果的に活用するなどにより、より一層の創意と工夫を推し進めてまいります。

自主財源である町税の確保については、人口の減少、少子高齢化による税収の落ち込みにより、財源確保が厳しくなっております。そのため、一層の徴収努力をするとともに、滞納者の財産調査等を積極的に行い、税の公平性の確保に努めてまいります。

（広域行政の推進）

住民生活でのさまざまな活動は、行政区域を越えて広域化が進んでいることから、近隣自治体と連携して、広域行政課題に取り組んでまいります。

また、地方分権の進展に対応した行政体制の強化や新たな広域的対応のあり方について、これまで形成してきた広域行政の枠組みを十分生かしながら検討を進めてまいります。

以上、平成28年度における主要な施策の概要についてご説明を申し上げます。

28年度一般会計予算について申し上げます。

28年度予算編成についてはふるさと応援基金の増額を目指すなど、新たな財源確保に努めながら全体的には健全な財政運営を堅持するため、選択と集中により限られた財源を重点的かつ効率的に配分いたしました。

具体的には少子化人口減少対策の一環として、子育て隊の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めるための支援策や学校教育関連の施設整備、地域の安全・安心を守るための自治会防犯灯のLED化、主要道路整備などに重点を置き、予算を編成いたしました。

平成28年度の一般会計予算は歳入歳出とも別冊予算書のとおり97億500万円で前年度比当初比0.8%増となっております。

国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、加入者の高齢化や医療の高度化等により、医療費の増加と非自発的失業の加入など低所得者の増大によって厳しい財政状況が続いております。

平成30年度からは都道府県が国保事業の財政運営主体となり、事業運営の中心的な役割を担うこととなりますが、保険者である町としては医療費の適正化や国保税の収納率向上を図り、制度の安定的運営と保険財政の健全化に努めてまいります。

予算の総額は歳入歳出とも別冊予算書のとおり29億7,148万6,000円で、前年度比1.5%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に医科・歯科を、沢山診療所に歯科を運営し、僻地及び医療機関不足地域への一環として、地域の保健医療を担っております。

経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指しております。

また、施設整備につきましては、七会診療所の新築及び医療機器の整備により、医療体制の充実を図ってまいります。

予算の総額は歳入歳出とも別冊予算のとおり4億8,998万4,000円で、前年度当初比95.5%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ、厳しい財政状況であります。現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料による賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口事業も行っております。

予算の総額は歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億8,668万1,000円で、前年度比0.6%の減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険については公平な要介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて策定した第6期介護保険事業計画を基本に介護予防に重点を置いた施策事業を高齢者福祉施策と一体的に進めてまいります。

予算編成については、第6期計画期間中の保険料基準額が第5期よりも大幅に増加することから保険料の軽減を図るため、本年度も一般会計から6,500万円を介護保険準備基金へ積み立て、保険料の軽減を図っております。

予算の総額は歳入歳出とも別冊予算書のとおり19億869万1,000円で、前年度比5.1%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス産業）について、申し上げます。

住みなれた地域でいつまでも元気に暮らしたいという思いをかなえるため、地域包括支援センターを中心に、介護予防プランの作成に取り組んでまいります。

予算の総額は歳入歳出とも別冊予算書のとおり439万6,000円で、前年度当初比0.5%の減となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により工事費の削減に努めながら未整備地区の汚水管渠工事に努め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は歳入歳出とも別冊予算書のとおり9億8,905万円で、前年度比9.7%の減となっております。

農業集落排水特別事業会計について申し上げます。

農業集落排水施設は5地区が順調に稼働しております。システムの効率的な稼働を目指し、経費の節約減に努めてまいります。

予算の総額は歳入歳出の別冊予算のとおり2億7,358万9,000円で、前年度当初より8.2%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は老朽化した水道施設等の更新事業をさらに実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化及び省力化に努め、良質なサービスの一層の向上に努めてまいります。

予算の総額は別冊予算書のとおり収益的収入及び支出は7億4,424万9,000円で、前年度当初比0.8%の減となっております。

また、資本的収入予定額は918万6,000円で、支出の予定額は6億3,098万1,000円となっております。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は13億7,523万円で、前年度比11.7%の減と

なっております。

予算の執行に当たりましては、経費削減に努めながら安全で安心なおいしい水の供給と各施設の維持管理に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成28年度本町の予算総額は179億410万7,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりましては、歳入の根幹となる交付税の段階的縮減が前年度より開始されたことや地方税収入減に加え特別会計の繰り出し金や医療福祉関係が費用が年々増大していることを踏まえ、財政の健全化と本町の活性化に資するための施策の総合的なバランスを考慮した上、町政の諸課題に対応するため真と必要とされる事業に重点を置き、編成をしました。

今後とも施策の選択と集中、効率的効果的な予算編成を基本とし、町民との対話、町民との協働を図りながら「人と自然が響きあい、ともに輝く住みよいまちづくり」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上です。

-
- 議案第 2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 城里町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 城里町行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

て

- 議案第 15 号 城里町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 16 号 城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 城里町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 19 号 城里町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第 20 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 21 号 下水道計画区域外流入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 22 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 23 号 第 2 次城里町総合計画基本構想の策定について
- 議案第 24 号 平成 27 年度城里町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 25 号 平成 27 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 26 号 平成 27 年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 27 号 平成 27 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 28 号 平成 27 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 29 号 平成 27 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 30 号 平成 27 年度城里町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 31 号 平成 28 年度城里町一般会計予算について
- 議案第 32 号 平成 28 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 28 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 28 年度城里町介護保険特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 28 年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 28 年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 28 年度城里町水道事業会計予算について
- 議案第 38 号 工事変更請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） これより、日程第 3、議案第 2 号 城里町特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第34、議案第38号 工事変更請負契約の締結についての37議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成28年第1回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要をご説明申し上げます。

議案第2号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町地域公共交通会議、城里町行政不服審査会、城里町一般廃棄物処理施設整備検討委員会、しろさとPR部長、城里町スクールライフサポーターの設置に伴い、当該委員の報酬等を規定するものです。

議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況に鑑み、引き続き特別職の給与を町長5%、副町長3%をそれぞれ減額するものです。

議案第4号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政事情に鑑み、引き続き教育長の給与を3%減額するものです。

議案第5号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。国において人事院勧告が改正されたことから条例等の一部を改正するものです。

主な改正点は、町職員の給与を平均0.4%月額1,100円、勤勉手当を0.1カ月それぞれ引き上げて年間4.2カ月分に、また、特別職については期末手当を0.05カ月分引き上げて年間3.15カ月分とするものです。

議案第6号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、非常勤職員についても育児休業と介護休業の取得ができるようにするものです。

議案第7号 城里町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給に関する引用条項を改正するものです。

議案第8号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。主な改正点は、コミュニティセンター図書室利用カード再発行手数料及び塩子運動広場夜間照明施設廃止に伴い、手数料を改正するものです。

議案第9号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります、町税条例の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、減免申請期限の変更、暫定賦課の廃止及び各期の税額の不均衡を平準化するものです。

議案第10号 城里町立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてであります、国において、子ども・子育て支援制度の改正及び町単独事業の実施により条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、多子世帯及びひとり親世帯の子供の無償化の範囲の拡大及び町単独事業で5歳児の無料化を実施するものです。

議案第11号 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります、国において行政不服審査法の一部が改正され施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、審査の申し出等について地方公共団体の条例で規定するものです。

議案第12号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります、主な改正点は、城里町消防団組織等の改編及び女性消防団の設置に伴い、団員の定数並びに団員任命資格の範囲の拡大をするものです。

議案第13号 城里町行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります、行政事務及び行政需要の変化等に鑑み、現行の11課3局から13課3局に再編するため関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

主な改正点は、企画財政課をまちづくり戦略課と財務課に、保険課及び健康福祉課を健康保険課、長寿応援課並びに福祉こども課に、産業振興課を農業政策課に変更しまして、政策調整部門、幼保行政の一体化、福祉関係部門及び農地農政部門の強化を図るものです。

なお、災害時に中心となります消防防災につきましては、総務課内に消防防災室を設置して機能強化を図るものです。

議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります、国において行政不服審査法の一部が改正され施行されたことに伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。

主な改正点は、審理員による審理手続に関する除外規定の制定、審査請求の手続及び引用条項番号等を改正するものです。

議案第15号 城里町行政不服審査会条例の制定についてであります、行政不服審査法の規定により、その権限に属する事項を処理するため行政不服審査会を設置するものです。

議案第16号 城里町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定であります、行政不服審査法に規定される提出資料等の写しの交付に係る手数料を徴収するため制定するものです。

議案第17号 城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の

制定についてであります。地域再生法に基づく地方拠点強化税制に係る地域再生計画が作成されたことから、城里町該当地区における対象事業者への固定資産税の不均一課税を実施するため制定するものです。

議案第18号 城里町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてであります。携帯電話の不感地域の解消を図ることを目的として、移動通信用施設及び設備を設置する事業に要する費用に充てるため、事業を行う通信事業者から分担金を徴収するため地方自治法第224条の規定に基づき条例を制定するものです。

議案第19号 城里町消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてであります。国において消費者安全法の一部が改正され施行されたことに伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について、条例で定める必要が生じたため制定するものです。

議案第20号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。国において介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令の施行に伴い、地域密着型通所介護が創設されたため、関係町条例の整理に関する条例を制定するものです。

議案第21号 下水道計画区域外流入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。都市計画区域外においては事業計画区域外のため、隣接する区域外についても下水道接続ができるよう条例を整備するものです。

議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域首長懇話会の広域連携事業により広域利用に指定する公の施設について協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第23号 第2次城里町総合計画基本構想の策定についてであります。平成37年度を目標年次とした総合計画基本構想を策定するため、城里町総合計画策定条例第4条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第24号 平成27年度城里町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億296万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億11万9,000円とするものです。

歳入では、地方譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金及び諸収入を追加し、町税、分担金及び負担金、県支出金、財産収入、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費及び商工費を追加し、議会費、衛生費、労働費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費及び公債費を減額するものです。

議案第25号 平成27年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,203万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,544万5,000円とするものです。

歳入では、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金及び諸収入を追加し、国民健康保険税、使用料及び手数料、国庫支出金、療養給付費等交付金及び県支出金を減額するものです。

歳出では、保険給付費及び諸支出金を追加し、総務費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金及び保険事業費を減額するものです。

老人保健拠出金については、財源内訳の補正をするものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ498万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,717万5,000円とするものです。

歳入では、諸収入を追加し、診療収入、県支出金、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費及び施設整備費を減額するものです。

議案第26号 平成27年度城里町後期高齢者特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ593万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,179万1,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

議案第27号 平成27年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,913万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,513万9,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金及び県支出金を追加し、保険料、支払基金交付金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、保険給付費を追加し、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を減額するものです。

介護予防事業費については、財源内訳を補正するものです。

次に、サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ512万円とするものです。

歳入では、サービス収入及び繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、サービス事業費を減額するものです。

議案第28号 平成27年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ4,732万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,438万7,000円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料、諸収入及び県支出金を追加し、分担金及び負担金、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費及び公債費を減額するものです。

議案第29号 平成27年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ706万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,521万2,000円とするものです。

歳入では、財産収入を追加し、使用料及び手数料、県支出金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

議案第30号 平成27年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、既決予定額から、それぞれ1,599万1,000円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ7億3,436万7,000円とするものです。

収益的収入では、営業収益、営業外収益の他会計補助金、特別利益を減額するものです。

収益的支出では、営業外費用を追加し、営業費用を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、資本的収入の既決予定額に1,201万円を追加し、収入予定額を3億9,060万3,000円とし、資本的支出の既決予定額から2億3,170万2,000円を減額し、支出予定額を5億7,499万9,000円とするものです。

資本的収入では、受託工事負担金を追加するものです。資本的支出では、建設改良費を減額するものです。

議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億500万円で、前年度当初比0.8%の増であります。

予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため、全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第32号 平成28年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ29億7,148万6,000円で、前年度当初比1.5%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,998万4,000円で、前年度当初比95.5%の増であります。厳しい財政環境の中ではありますが、七会診療所の建設を予定しているため予算が大幅な伸びになっております。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付費の充実に全力で傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

議案第33号 平成28年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出1億8,668万1,000円で、前年度当初比0.6%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第34号 平成28年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ19億869万1,000円で、前年度当初比5.1%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ439万6,000円で、前年度当初比0.5%の減であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第35号 平成28年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要については冒頭に施政方針で、ご説明申し上げたとおりであります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ9億8,905万円で、前年度当初比9.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第36号 平成28年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては冒頭に施政方針で申し上げたとおりであります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,358万9,000円で、前年度当初比8.2%の減であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりでございます。

収益的収入及び支出は7億4,424万9,000円で前年度当初比0.8%の減となっております。

また、資本的収入の予定額は918万6,000円で、支出の予定額は6億3,098万1,000円であります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は13億7,523万円で前年度当初比11.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第38号 工事変更請負契約の締結についてであります。平成27年度国補橋維第1号大桂大橋耐震補強工事の工事期間を延長するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上でございます。

議案第31号～議案第37号 質 疑

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、平成28年度予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上審議したいと存じますので、議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算から議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑に入ります。

なお、質疑のある方は挙手をし、議席番号を述べてから質疑をしていただきたいと思います。

また、質疑の回数は3回までとし、発言時間は60分以内となっております。

さらに、自己の所属する委員会所管分の質疑にはできませんので、よろしく願いをいたします。

最初に、議案第31号についての質疑を求めます。

1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） ふれあいの船についてお伺いいたします。

ふれあいの船の事業は続いていますけれども、全員参加できているのでしょうか。もし、できていないんですとすれば、何人ぐらいできていないのか、お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会局長五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えをいたします。

ふれあいの船事業につきましては、小学校6年生全員を連れていく事業でございます。約9割5分方、参加してございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） 9割5分というと100%ではないということですね。その100%に加えられない9割5分の5分の人たちというのはどういう方たちが参加できないのでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

○教育長（小林孝志君） 1番藤咲議員さんの質問にお答えします。

第一番目のその大きな理由は健康状態です。やはりいろいろな病気を持っていたり、障害を持っていたりして、やはり長期の集団生活が思うようにいかないというようなこと、それから、あとは突如、風邪を引いたとか下痢になったとか、そういうようなところで、参加できないというのが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

○1番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

突如、風邪を引いたとか下痢をしたとか、体調で具合が悪くなったという方の積立金多

分やっていると思うんですけども、そういうことはちゃんと返納されているのでしょうか。

その中でですね、もし、金銭的に積み立てができなくて、参加できないという方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会局長五町義徳君。

○教育委員会事務局長（五町義徳君） 1番藤咲議員さんのご質問にお答えをいたします。積み立ては行っておりません。その事業ごとに2万3,000円のご負担をいただいております。

また、生活困窮者の方については城里町ふれあいの船事業費の中で補助をしております。以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号についての質疑を認めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算についてから議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算についての7会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第31号から議案第37号の7件についてお諮りをいたします。

議案第31号 平成28年度城里町一般会計予算についてから議案第37号 平成28年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第37号については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いをいたします。

午前11時34分休憩

午前11時43分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番藤咲芙美子君、2番片岡藏之君、3番菌部一君、5番三村孝信君、6番河原井大介君、7番関誠一郎君、8番阿久津則男君、9番桐原健一君、10番小林祥宏君、11番南條治君、12番杉山清君、14番鯉淵秀雄君、15番根本正典君、16番小塚孝君の以上14名の諸君を予算特別委員会委員にご指名を申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました14名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告をいたします。

委員長に3番菌部 一君、副委員長に16番小坪 孝君が選任されましたので、ご報告をいたします。

議案第39号の先議について

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま町長より日程第40、議案第39号について先議したい旨の申し出がございました。先議することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、先議することに決定をしました。

お諮りをいたします。

ただいま町長より日程第40、議案第39号について、議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定をいたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第39号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 日程第40、議案第39号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第39号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求め

ることについてであります。任期満了により退任いたします教育委員会委員のト部徳也さんの後任に、城里町大字徳蔵273番地、菌部早苗さん、64歳を推薦するものです。

菌部さんは、昭和50年4月に教職を拝命し、北茨城市立関本中学校、城里町立德蔵小学校、石塚小学校に勤務しておりました。本町教育行政の発展にご尽力をいただけるものと確信しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりご提案するものです。

どうか慎重審議をいただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第39号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第39号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、議案第39号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、会期の最終日までの間に、新年度の予算審議のため常任委員会を予定しております。

議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしく願いをいたします。

次の会議は、8日目の15日午前10時に再開し、通告第1号、1番藤咲芙美子君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに議員控室にご参集くださるようお願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時49分散会